

車 両 貸 借 契 約 書

(以下、甲という)と株式会社トーケンリースサービス
(以下、乙という)は、下記の条項に定めるところにより、車輛の賃貸契約を締結する。

- 第1条 レンタル期間は、原則として物件を乙の指定場所から出荷した日より、乙の指定場所へ返還した日とする。
- 第2条 甲は本契約成立と同時に、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を、現金またはそれに代わるもので乙に支払う。
この保証金は個別契約諸条項の遵守、履行の担保とし、当該個別契約終了時に清算する。
ただし、この保証金に利息はつけない。
- 第3条 乙の物件引渡しは、原則として乙の指定場所で、甲の指定する工事現場責任者・代理人、あるいは運送受託人に対して行う。
- ② 甲は、物件の引渡しを受けると同時に借受証、あるいは受領証を、乙の申し出により交付する。
- ③ 物件の搬出入・輸送等にもなう事故は、甲、または甲の手配による場合は甲の責任とし、乙、または乙の手配による場合は乙の責任とする。
- 第4条 甲は、物件受領後、ただちに乙の発行する出荷案内状、あるいは納品書ならびに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・数量などについて検収をし物件に瑕疵が無いことを確認する。
もし、物件の不適合・不完全・不足・その他瑕疵などを発見した場合には、ただちに乙に連絡する。
- 第5条 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件を保管し、関係法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し常時正常な状態に維持管理する。その為の費用は特約の無いかぎり甲が負担する。
- ② 月例自主点検などを必要とする物件については、別途特約のない限り、甲の責任と負担でこれを行う。
- ③ 甲の責に帰することができない理由により物件の故障・破損などが発生した場合は、乙の責任と負担でこれを修理するか、または代替の物件を引き渡す。
- ④ 甲がレンタル期間中における物件の保守管理を希望する場合は、別途保守管理契約を締結する。
- 第6条 乙は、物件の使用場所において、その使用ならびに保管の状況を検査することが出来る。
- 第7条 物件が、天変地異、その他甲乙いずれの責にも帰すことができない理由によって滅失あるいは毀損した場合の損害の負担については、甲乙が協議をして定める。
- ② 物件が甲の使用方法・取り扱いの不備などにより損傷した場合は、修理費及び修理期間に応じたレンタル料金を補償金として甲は乙に支払う。
- ③ 甲の過失により物件が盗難にあたり、滅失した場合は、物件と同じ同等品を乙に返却するか、または乙の査定する損害相当額を甲は乙に支払う。
- 第8条 甲が物件の保管・使用に起因して(ただし、乙の整備不良など乙の責に帰すべき事由を起因する場合を除く)第三者に対して人的・物的な損害が発生した場合は、甲の責任においてすみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払う。ただし、乙があらかじめ賠償責任保険を付している事故について乙が保険金を受け取った場合は、その保険受取金額を限度として、乙は甲に交付することが出来る
- ② 甲は、甲の過失によって事故が発生した場合、ただちに乙に連絡し乙の指示に従うものとする。

- ③ 事故が発生し、乙が当該物件に付している保険を適用した場合の免責金額の支払い及び、修理期間中の休車補償は甲の負担とする。原則として休車補償は日決めレンタル料金の休車日数分とする。また、損害額が補償額を越える場合、その超過金額は、甲の負担とする。

第9条 甲は乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることは出来ない。

1. 物件に新たに装置・部品・付属品などを付着させること、またはすでに付着しているものを取り外すこと。
2. 物件の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。
3. 物件を、本来の用途以外に使用すること。
4. 物件を当初に納入した場所より他へ移動させること。
5. 本契約に基づく賃貸権を他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること。
6. 物件について、質権・抵当権・譲渡担保件・その他一切の権利を設定すること。
7. 物件に表示された所有者の表示や標識を、乙の承諾なしに抹消したり、取り外すこと。

第10条 甲、乙は各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方にすみやかに連絡すると同時に、書面でも通知する。

1. 甲は物件について盗難、滅失あるいは毀損などが生じたとき。
2. 住所を移転したとき。
3. 代表者を変更したとき。
4. 事業の内容に重要な変更があった時。
5. 物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実的侵害があった時。

第11条 本契約期間満了時または期限前であっても第12条により、乙から物件返還の請求があった時は、甲はただちに物件を乙の定める場所へ返還をする。

- ② 返還に伴う輸送費、及びその物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。
- ③ 物件の返還は、甲乙双方の立会いのうえ、行うこととする。ただし、甲が立ち会うことができない場合は、乙の検収をもって有効とする。
- ④ 甲は物件を返還する時は、それが甲の使用法、取り扱いの不備などにより毀損した場合に限り（期間経過相応の損耗は除く）第7条②項の定めに従い、甲の負担において物件を現状に復して返還するか、またはその費用を乙に支払う。

- ⑤ 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置権ならびに同時履行抗弁権を行使しない。

第12条 下記の場合、乙が本契約を解除することができる。甲が、本契約の条項のいずれかに違反したとき。

- ② 甲が、レンタル料などの支払いを怠ったとき。
- ③ 甲が、物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定める使用方法に違反したとき。
- ④ 甲が、営業の休廃止・解散をし、あるいは差押、仮差押・強制執行、手形交換所の不渡処分、公租公課の滞納処分を受け、または破産・和議・会社整理・会社更正及び民事再生の申し立てを行ったとき。
- ⑤ 甲の責に帰すべき理由によって物件が盗難にあった場合、もしくは物件が滅失し、または毀損し使用不能となった場合。

第13条 前条の規定により、本契約が解除された場合には、乙はただちに物件を引取るものとし、その引取りに要する費用は甲が負担するとともに、乙の引取に対して甲は乙に協力しなければならない。

第14条 本契約期間中における中途解約は原則として認められない。ただし、甲が特別の理由により、期間満了前に申し出、乙がこれを認めた場合はこの限りではない。

- ② 前項において解約が認められた場合、甲はただちに第11条の規定に基づく手続きを履行する。

第15条 本契約が第12条及び第14条により契約解除となり、物件返還がされた場合においても、甲はあらかじめ特約した損害金を支払う。ただし、特約のない場合は甲乙協議の上、損害金・賠償金を定める。

第16条 本契約の有効期間は 年 月 日より 1年とする。ただし期間満了1ヶ

月前までに、甲乙いずれかより解約の意思表示がない限り、自動的に1ヵ年更新されたものとし、以降も同様とする。

第17条 甲及び丙が本契約に定める金銭義務の履行を怠ったときは、その財産についてただちに強制執行を受けることを承諾する。乙から要求あり次第、本契約について公正証書を作成するものとし、これに要する費用は甲の負担とする。

第18条 本契約に基づく甲乙間の紛争に関する管轄裁判所は、乙の本店所在地を管轄する裁判所とする。

第19条 本契約に基づく取引に課される消費税は甲の負担とし、甲は消費税相当額をレンタル代金とともに乙に支払う。

第20条 本契約に定めなき事項については、甲乙は誠意を持って協議し処理する。

本契約の成立の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 (住所)
(氏名)

乙 (住所) 大阪府東大阪市荒本西3-4-5
(氏名) 株式会社トークンリースサービス
代表取締役 権 藤 圭 介